

○鯖江広域衛生施設組合職員の職務に
専念する義務の特例に関する条例

（昭和58年5月26日）
（条例第10号）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づく職員の職務に専念する義務の特例に関しては、鯖江市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和30年鯖江市条例第19号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。